第五条中第三十七項を第三十八項とし、第二項から第三十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項中「別表第五第一号」を「別表第五第一号の二」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法別表第五第一号の総務省令で定める事務は、災害対策基本法第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

附　則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

○文部科学省令第二十六号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「並びに」の下に「地方教育行政専門官、」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　地方教育行政専門官は、地方教育行政に関する制度に関する専門的事項についての企画及び立案並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関する事務のうち専門的事項（文化庁の所掌に属するものを除く。）についての指導及び助言に当たる。

第三十三条の見出し及び同条第一項中「及び校務改善専門官」を「、校務改善専門官及び学力調査分析専門官」に改め、同条に次の一項を加える。

5　学力調査分析専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関する専門的事項についての企画及び立案に関するもの（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに児童生徒課、特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）を助ける。

第五十五条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「室長」の下に「並びに素粒子・原子核国際協力推進官」を、「加速器科学専門官」の下に「それぞれ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

6　素粒子・原子核国際協力推進官は、素粒子科学技術及び原子核科学技術に係る基盤的研究開発の国際的な協力に関する重要事項についての企画及び立案に当たる。

第七十三条第三項中「アンチ・ドーピング支援専門官」の下に「、国際スポーツ交流推進専門官」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　国際スポーツ交流推進専門官は、スポーツに関する競技水準の向上に係る国際文化交流に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

第七十六条の見出し及び同条第一項中「子どもの体力向上推進専門官」を「子供の体力向上推進専門官」に改め、同条第七項中「子どもの体力向上推進専門官」を「子供の体力向上推進専門官」に、「のうち子ども」を「のうち子供」に改める。

第八十七条の見出し及び同条第一項中「アイヌ文化振興専門官」の下に「、アイヌ文化振興調査官」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「除く。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項の次に次の一項を加える。

6　アイヌ文化振興調査官は、アイヌ文化の振興に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

第八十八条の見出し及び同条第一項中「古墳壁画対策調査官」の下に「、美術品補償調査官」を加え、同条第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　美術品補償調査官は、展覧会における美術品の損害の補償に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

附　則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

○文部科学省令第二十七号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第九十条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

文部科学大臣　下村　博文

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「四十七人」を「四十八人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準を定める省令（平成十二年厚生省令第八十六号）等を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準を定める省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一　災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準を定める省令（平成十二年厚生省令第八十六号）

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令（平成十六年厚生労働省令第百七十号）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に発生した災害については、この省令による廃止前の災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準は、なおその効力を有する。

3　この省令の施行前に行った武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による処分に係る公用令書については、この省令による廃止前の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令の規定は、なおその効力を有する。

規　則

○公正取引委員会規則第五号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一項中「六人」を「九人」に改め、同条第二項中「消費税の転嫁を阻害する行為の調査」を「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第三条及び第八条の規定に違反する行為の防止及び是正」に改める。

第二条の六第一項中「五十一人」を「五十五人」に改める。

第二条の八第一項中「三百十九人」を「三百三十人」に改める。

第四条中第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一　消費税転嫁対策特別措置法の施行に関すること。

第四条の三第一項中「次条第一項」を「第四条第十一号、次条第一項」に改める。

第四条の四第一項中「前条第一項第一号」を「第四条第十一号、前条第一項第一号」に改める。

第六条第二項中「第十号」を「第十一号」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。